

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	44	担当課	建築住宅課
法令名	不動産特定共同事業法	根拠条項	第8条第1項	許認可等の内容	不動産特定共同事業の変更の許可	
(変更の許可)						
第八条 不動産特定共同事業者が第三条第一項の許可を受けた後次の各号のいずれかに該当して引き続き不動産特定共同事業を営もうとする場合においては、第五条の規定にかかわらず、第一号又は第二号に該当するときは当該各号に定めるその有し、又は設置することとなった事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、第三号に該当するときは主務大臣に対し、主務省令で定めるところにより、同条第一項第三号に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。						
一 主務大臣の許可を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ事務所を有することとなったとき。						
二 都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域内における事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に事務所を設置することとなったとき。						
三 都道府県知事の許可を受けた者が二以上の都道府県の区域内に事務所を有することとなったとき。						
2 前項の規定による許可申請書の提出があった場合においては、主務大臣又は都道府県知事は、前条の規定にかかわらず、その提出をした者が同条第三号及び第四号に掲げる基準に適合すると認めるときは、第三条第一項の許可をしなければならない。						
3 不動産特定共同事業者が前項の規定により第三条第一項の許可を受けたときは、その者に係る従前の主務大臣又は都道府県知事の同項の許可は、その効力を失う。						